立花証券e支店
Tachibana Securities e Branch

立花証券ｅ支店
お取引総合規定集

立花証券

目次

立花証券ｅ支店の投資勧誘方針
金融サービス提供法に基づく重要事項説明書
有価証券の最良執行方針について
個人情報保護宣言
お客様個人情報等の利用目的等について
個人情報等の主な取得元及び外部委託している主な業務について
外国にある第三者への個人データ提供に係るお客様への情報提供
反社会的勢力に対する基本方針
利益相反管理方針の概要
インターネット取引規程（ｅ支店用）
保護預り約款
株式等振替決済口座管理約款
特定口座に係る上場株式等保管委託約款
特定口座に係る上場株式等信用取引約款
特定管理口座約款
特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款
外国証券取引口座約款
書面等の電磁的方法による交付等（立花エクスプレス）に係る利用規定

立花証券ｅ支店の投資勧誘方針　（ｅ支店用）

立花証券ｅ支店は、「金融サービスの提供に関する法律」、「金融商品取引法」、その他関係諸法令を遵守し、以下の方針に則り、お客様に金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

＜立花証券ｅ支店における投資勧誘の定義＞

・弊社ｅ支店における投資勧誘とは、ホームページ等の媒体を通じて取扱商品等の案内等をすることを指します。これらは情報提供を行うことを主な目的としているものであり、お客様に対して、特定の商品や銘柄等を個別に積極的に推奨するものではありません。

・弊社ｅ支店は、お客様の判断と責任において取引が行われるよう、適切な情報提供に努めます。

＜投資勧誘の基本方針＞

・弊社ｅ支店は、お客様の氏名、住所、投資目的、資産の状況、有価証券投資の経験の有無等を記載した「顧客カード?」を備え置き、投資経験、投資目的、資力等を十分把握したうえ、お客様の意向と実情に適合した投資勧誘に努めます。

＜法令・諸規則の遵守＞

・弊社ｅ支店は情報提供・投資勧誘にあたっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、法令・諸規則等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

＜商品の説明・表示等＞

・弊社ｅ支店は、取扱商品の内容やリスク等について適切な説明に努めます。

・ホームページ上の表示内容については、監査部門で確認を行い、適切な表示が行われるよう努めます。

＜知識技能の修得と研さん＞

・弊社の役職員は、お客様の信頼と期待を裏切らないよう、常に知識技能の修得、研さんに努めます。

＜プライバシーの保護＞

・弊社ｅ支店は、業務上知り得たお客様のプライバシーに関する情報について、厳重な管理を行い、その保護には細心の注意を払います。

＜電話等による連絡＞

・弊社ｅ支店では、お取引に関して必要と判断した連絡の場合を除き、お客様への電話連絡を行いません。また必要に応じて、電子メールを利用してご連絡する場合があります。

・お客様へのご連絡が必要と判断する場合の例として、以下のようなものがあります。

（1）　不足金、立替金の状況等に関しての連絡が必要な場合

（2）　信用取引における保証金の状況、期日等の連絡が必要な場合

（3）　信用取引口座等の口座開設申込みに関する電話審査の場合

（4）　その他の重大または緊急を要する事務連絡の場合

金融サービス提供法に基づく重要事項説明書

立花証券株式会社

「金融サービスの提供に関する法律」により、金融商品販売業者等は、お客様に金融商品を販売するにあたり、あらかじめ商品毎の重要事項を説明することが義務付けられております。

つきましては、下記の重要事項をよくお読みのうえ、お取引いただきますようお願いいたします。なお、下記の重要事項は、一般的なものをお示ししておりますので、リスクその他詳細な説明等につきましては、上場有価証券等書面・契約締結前交付書面、目論見書等を十分にご確認下さいますようお願いいたします。

株式取引に関する重要事項

株式取引にあたっては、購入対価の他に所定の手数料がかかります。

株式には、以下のリスクがあります。

【価額変動リスク】

株価の変動により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、一般に流動性の低い銘柄や新規公開株式は価格変動リスクが大きくなります。

【信用リスク】

発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【為替リスク】

外貨建て株式の場合には、上記に加え外国為替相場の変動により、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

債券取引に関する重要事項

債券取引にあたっては、購入対価がかかりますが、取引手数料はかかりません。ただし、外貨建て債券をお取引される場合、所定の為替手数料がかかります。

債券には、以下のリスクがあります。

【価格変動リスク】

金利の上昇等による債券価格の下落等により、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
【信用リスク】
発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
【為替リスク】
外貨建て債券の場合には、上記に加え外国為替相場の変動により、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

転換社債型新株予約権付社債（転換社債）取引に関する重要事項
転換社債取引にあたっては、購入対価の他に所定の取引手数料をお支払いいただく必要があります。また、外貨建て転換社債をお取引される場合、さらに所定の為替手数料がかかります。
転換社債には、以下のリスクがあります。
【価格変動リスク】
転換の対象となる株式の価格変動や金利変動の影響等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
【信用リスク】
発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
【転換請求期間の制限】
株式への転換を請求できる期間には制限がありますのでご留意下さい。
【為替リスク】
外貨建て転換社債の場合には、上記に加え外国為替相場の変動により、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

株価指数先物取引に関する重要事項
株価指数先物取引にあたっては、購入対価のほかに、所定の取引手数料がかかります。また、事前に所定の証拠金を当社に委託していただく必要があります。株価指数先物取引の相場の変動により計算上の損失額が発生したときは、証拠金の追加差入れが必要となります。
株価指数先物取引には、以下のリスクがあります。
【価格変動リスク】
価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより差入れした証拠金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。また、市場価格が予想とは反対の方向に変化した時には、比較的短期間のうちに差入れした証拠金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれもあります。

株価指数オプション取引に関する重要事項
・株価指数オプション取引にあたっては、購入対価のほかに、所定の取引手数料がかかります。
・ 買方特有のリスク（期間リスク）
株価指数オプション取引は期限商品であり、買方が期日までに転売又は権利行使を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うことになります。
・ 売方特有のリスク
売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければならず、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されておりません。
売方は、株価指数オプション取引が成立したときは、証拠金を差入れなければならず、その後、相場の変動により不足額が発生した場合には、追加証拠金の差入れが必要となります。また、所定の時限までに証拠金を差入れない場合、損失を被った状態で売建玉の一部又は全部を決済される場合もあり、この場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。
・ 株価指数オプション取引（売建て）においては、事前に所定の証拠金を当社に委託していただく必要があります。また、株価指数オプション取引の相場の変動により計算上の損失額が発生したときは、証拠金の追加差入れが必要となります。
株価指数オプション取引には、以下のリスクがあります。
【価格変動リスク】
価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより差入れした証拠金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。
【権利行使期間の制限】
オプションを行使できる期間には、制限がありますのでご留意下さい。

投資信託取引に関する重要事項
投資信託取引にあたっては、購入対価のほかに、投資信託の種類に応じて販売手数料がかかるほか（かからない場合もあります）、信託報酬・信託財産留保額等の諸費用が必要になる場合があります。（下記のＥＴＦ・ＲＥＩＴも同様です。）
投資信託には、以下のリスクがあります。
【価額変動リスク】
組み入れた株式、債券及び商品等の価格変動に基づいて基準価額が下落することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
【信用リスク】
組み入れた株式、債券及び商品等の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
【為替リスク】

外貨建て投資信託は、上記に加え外国為替相場の変動により、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
【契約解除の制限】
クローズド期間がある場合は、クローズド期間中換金することができませんのでご留意下さい。

上場投資信託（ＥＴＦ）
【価格変動リスク】
組入れた株式などの値動き等により基準価額が上下しますので、これにより投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
【信用リスク】
組み入れた株式などの発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
【為替リスク】
外国為替相場の変動により、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
【カントリーリスク】
投資対象国・地域における政治・経済情勢の変動、税制等諸制度の変更、天変地異等による基準価格の変動により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
【その他】
株式指数に連動する投資成果を目指し運用しますが、指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合がある等の理由から基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

ＲＥＩＴ(上場不動産投資信託（会社型))
ＲＥＩＴ(上場不動産投資信託（会社型))には、以下のリスクがあります。
【価格変動リスク】
不動産市況の見込みや賃貸料の変動等に基づく基準価額の変動により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
【信用リスク】
発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
【その他】
関連する税法の運用・将来的な変更によっては、当初予定していた経済効果が得られないリスクがあります。また、通常の国内株式、上場出資証券同様の市場で売り買いされる商品であり、それらと同様の投資リスクもありますのでご留意下さい。

ＥＴＮ（指標連動証券）
ＥＴＮ（指標連動証券）には、以下のリスクがあります。
【発行体の信用リスク】　裏付けとなる資産を保有せず、発行体となる金融機関の信用力を背景として発行される証券であることから、発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ETN の価格が下落する又は無価値となる可能性があります。
【価格変動リスク】
①対象指標の変動　ETN の連動対象である株価指数等は、様々な経済情勢等の影響を受けて価値が下落する可能性があります。これにより、ETN の価格が下落し、投資元本を割り込む可能性があります。
②市場価格との乖離　ETN は、発行体の金融機関が対象指標と ETN の一証券あたりの償還価額（ETF の基準価額に相当）が連動するよう保証しており、運用に掛かる手数料分を除き、トラッキングエラーは発生しません。しかし、市場での取引においては、ETN の市場価格は需給状況によって変動するため、ETN の一証券あたりの償還価額と ETN の市場価格の値動きが一致しない場合もあります。
【流動性リスク】ETN の取引量や、注文量が少ない場合には、株価指数等の市場実勢から見込まれる価格で売買ができないことがあります。
【その他】
・上場対象は、ＪＤＲ（有価証券信託受益証券）ですが、その信託財産となるＥＴＮは海外発行される証券であるため、為替の変動により損失を受けることがあります。また、発行国・地域における政治・経済情勢の変動、税制等諸制度の変更、天変地異等による償還価額の変動により、投資元本を割り込み、損失（元本損失）が生じるおそれがあります。
・取引所が定める上場廃止基準に該当して、上場廃止になることがあります。
・信託の継続が困難であると信託受託者が判断した場合、信託を終了する可能性があります。

取引所為替証拠金取引に関する重要事項
取引所為替証拠金取引にあたっては、購入対価のほかに、所定の手数料がかかります。
取引所為替証拠金取引においては、事前に所定の証拠金を当社に委託していただく必要があります。また、外国為替相場の変動により損失が一定額を超えたときは、証拠金の追加差入れが必要となります。なお、当社ではお客様の損失を一定の範囲に抑えるための措置（ロスカットルール）を設けていますが、外国為替相場の急激な変動により、差入れした証拠金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。
取引所為替証拠金取引には、以下のリスクがあります。
【価格変動リスク】
外国為替相場の変動により、差入れした証拠金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。
【信用リスク】
当社の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、差入れした証拠金（当初元本）を上回る損失を生じるおそれがあります。
【金利変動リスク】

取引所為替証拠金取引では、スワップポイント（２通貨間の金利差）の受け払いが日々発生しており、スワップポイントを支払うことにより損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

令和４年４月

有価証券の最良執行方針について

令和５年 12 月 18 日改定

立花証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の２第１項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1.　対象となる有価証券

(1).　国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ＥＴＦ（株価指数連動型投資信託受益証券）、ＲＥＩＴ（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第 16 条の６に規定される「上場株券等」

(2).　フェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第 67 条の 18 第４号に規定される「取扱有価証券」

2.　最良の取引の条件で執行するための方法

当社では、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客様の利益となる事項を主として考慮するため、お客様からいただいた上場株券等に係る委託注文については、次の要領で執行することとします。

(1).　上場株券等

① 受注した委託注文は速やかに国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととします。売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐこととします。

② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取り次ぎは、次のとおり行います。

(a). 上場している金融商品取引所市場が１箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。
ｅ支店インターネット取引では、福岡証券取引所、札幌証券取引所、名古屋証券取引所への取り次ぎはしておりません。

(b). 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した金融商品取引所市場に取り次ぎます。
当社が選定した金融商品取引所市場とは、執行時点において、株式会社 QUICK の情報端末において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、株式会社 QUICK 所定の計算方法により、一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです）といたします。
ｅ支店インターネット取引では、複数の金融証券取引所に重複上場している場合、優先市場が東京証券取引所以外の場合には、お取り次ぎできません。

(c). 期間を指定された注文をお受けしている期間中に、主市場が変更された場合には、原則として当初受注時の市場で執行を継続します。ただし、お客様からのご指示があれば、変更後の市場に取り次ぐこととします。

(d). (a)又は(b)により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取り次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。なお、個別銘柄の具体的な市場については、当社の本支店の営業員にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

③ お客様との合意により、当社が自己で直接の相手方となる取引の執行を行うことがあります。

④ お客様の委託注文については基本的に上記の金融商品取引所市場に取り次ぎますが、お客様の個別取引に係る固有のニーズを勘案した結果、金融商品取引所市場での執行以外の方法による執行の方が合理性が高いと考えられる場合には、お客様の合意のもと、当該方法による執行を選択することがあります。

(2).　取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。

ただし、取扱有価証券のうち、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄について、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。

当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が１社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取り次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。

3.　当該方法を選択する理由

(1).　上場株券等

PTS を含め複数の取引所金融商品市場等における最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。当社のリテールセールスにおいてこのような執行をするためには、新たに SOR を導入した発注システムの開発及び最良価格検索システム等の開発を行う必要がありますが、開発に係る費用等について精査したところ、お客様にお支払いいただく手数料等の値上げが避けられないものと考えます。

社内で検討を行った結果、お客様にとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられることから、当社リテールセールス部門では、PTS への取り次ぎを行わず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断したものです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている銘柄については、一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社

が選定した金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断したものです。

(2). 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。

ただし、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄については、上場していた当時から当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズを速やかに実現する必要があると考えます。お客様からいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

4. その他

(1). 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

① お客様から執行方法に関するご指示（執行する金融商品取引所市場のご希望、当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引

・当該ご指示いただいた執行方法又は当社とお客様が合意した範囲内の執行方法

② 投資一任契約等に基づく執行

・当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法

③ 取引約款等において執行方法を特定している取引

・当該執行方法

④ 端株及び単元未満株の取引

・端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者等に取り次ぐ方法

⑤ 寄り付き前の注文及び引け注文

・国内の金融商品取引所市場に取り次ぐ方法

⑥ 信用取引の決済

・新規建てを行った金融商品取引所市場で執行

(2). システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上

個人情報保護宣言

2005 年 4 月 1 日

立花証券株式会社

当社は、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）に対する取組み方針として、次のとおり、個人情報保護宣言を策定し、公表いたします。

１．関係法令等の遵守

当社は、個人情報等の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言を遵守いたします。

２．利用目的

当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内でお客様の個人情報を取り扱います。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。

なお、別紙の当社における個人情報等の利用目的は、当社の本支店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

３．安全管理措置

当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報等の漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行って参ります。

＜基本方針の策定＞

個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等をお知らせするため、本宣言を定めております。

＜個人データの取扱いに係る規程の整備＞

取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信、消去・廃棄の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について規程を整備しております。

＜組織的安全管理措置＞

個人データの取扱いに関する責任者（個人データ管理責任者）を設置するとともに、個人データを取扱う役職員及び当該役職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、個人情報保護に関する法律その他の法令諸規則及び社内規程に違反している事実または兆候を把握した場合の個人データ管理責任者への報告連絡体制を整備しております。

個人データの取扱状況について、定期的に自主点検を実施するとともに、内部監査部による監査を実施しております。

＜人的安全管理措置＞

個人データの取扱いに関する留意事項について、役職員に対し定期的に研修を実施しております。

個人データについての秘密保持に関する事項を社内規程に定めております。

＜物理的安全管理措置＞

個人データを取り扱う区域において、入退出管理等を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止するための措置を実施しております。

個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難または紛失等を防止する措置を実施しております。

＜技術的安全管理措置＞

アクセス制御を実施して担当者及び取り扱う個人情報データベースの範囲を限定しております。

個人情報を取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しております。

＜外的環境の把握＞

外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）において個人データを取り扱う場合には、当該外国の個人情報保護に関する制度等を把握します。

４．継続的改善

当社は、お客様の個人情報等の適正な取扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めて参ります。

５．開示等のご請求手続き

当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止、第三者提供記録の開示等のお申し出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めて参ります。

なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。

６．お客様の個人データを外国にある第三者に提供することに係る情報提供のご請求手続き

当社がお客様の個人データを外国にある第三者に提供することとなり、事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客様は当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

また、当社がお客様の個人データを、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」といいます。）を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者に提供する場合は、お客様の同意は不要とされていますが、お客様は以下に掲げる情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

① 当該第三者における体制整備の方法
② 当該第三者が実施する相当措置の概要
③ 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容について、当社が確認する方法及び頻度
④ 当該外国の名称
⑤ 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
⑥ 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
⑦ ⑥の支障が生じたときに当社が講ずる措置の概要

７．ご質問・ご意見・苦情等

当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社の本支店又は次の窓口まで（書面等により）お申し出下さい。

【個人情報取扱事業者】

〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町一丁目 13 番 14 号
立花証券株式会社
代表取締役社長　廣瀬　千春

【受付窓口】

〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町一丁目 13 番 14 号
立花証券株式会社　監査部
電話番号：03-3669-3111（代表）
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日・祝日・年末年始を除く）

８．認定個人情報保護団体

当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会・一般社団法人金融先物取引業協会の協会員です。各協会の個人情報相談室及び個人情報苦情相談室では、協会員の個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会　個人情報相談室　電話：03-6665-6784（https://www.jsda.or.jp/）
一般社団法人金融先物取引業協会　個人情報苦情相談室　電話：03-5280-0881（https://www.ffaj.or.jp/）

2007 年 7 月 2 日一部改正
2010 年 2 月 1 日一部改正
2014 年 8 月 1 日一部改正
2015 年 11 月 2 日一部改正
2018 年 10 月 29 日一部改正
2022 年 4 月 1 日一部改正
2023 年 4 月 1 日一部改正
2023 年 6 月 29 日一部改正

お客様個人情報等の利用目的等について

2005 年 4 月 1 日
立花証券株式会社

当社は、お客様の個人情報について、次の事業内容及び利用目的の達成に必要な範囲において取扱いいたします。
個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱いいたします。
また、当社が取得する個人情報の取得手段は、音声の録音、画像の録画、電子メールの受信等も含みます。
なお、当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

１．事業内容
⑴ 金融商品取引業務及び金融商品取引業務に付随する業務
⑵ 法律により金融商品取引業者が営むことのできる業務及びこれらに付随する業務
⑶ その他、金融商品取引業者が営むことのできる業務及びこれらに付随する業務（今後、取扱いが認められる業務を含む）

２．利用目的
⑴ 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
⑵ 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
⑶ お客様ご本人であることまたはご本人の代理人であることを確認するため
⑷ お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため
⑸ お客様との取引に関する事務を行うため
⑹ お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため、必要な範囲内において個人データ取扱いの全部または一部を委託するため
⑺ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
⑻ 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
⑼ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
⑽ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
⑾ 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

３．個人データ開示等のご請求手続きについて
個人データの開示、訂正、利用停止、第三者提供記録の開示等（以下「開示等」）といいます。）のご請求については、直接担当営業員（ストックハウスはコールセンター、e 支店はサポートセンター）へお申し付け下さい。お客様ご本人であることを確認させていただいたうえで、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法、その他当社が定める方法のうちお客様本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により開示いたします。
また、お客様の代理人によるご請求には、お客様の本人確認書類及び代理人の本人確認書類に加え、代理人であることを証明する書類が必要となります。
なお、開示等の請求に伴い取得した個人情報等は、開示等の請求に必要な範囲のみで取り扱うことといたします。

４．個人データ開示等に係る手数料
個人データ開示等の請求に伴う手数料は、一部例外(※)を除きいただいておりません。
※ストックハウス及び e 支店における、お取引の証明書（「顧客勘定元帳」の写し）及び残高証明書等の発行に係る手数料

2015 年 11 月 2 日一部改正
2022 年 4 月 1 日一部改正
2023 年 4 月 1 日一部改正

個人情報等の主な取得元及び外部委託している主な業務について

2010 年 2 月 1 日
立花証券株式会社

１．個人情報の主な取得元
当社が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあります。
⑴ 口座開設申込書や当社が実施するアンケート等に、お客様に直接、記入していただいた情報
⑵ 会社四季報、役員四季報など市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報
⑶ 電話帳、職員録など合法的に公開されている個人情報データベースに含まれる情報
⑷ 商品やサービスの情報を通じて、お客様からお聞きした情報
⑸ 名簿業者などから入手した情報
（※お客様からの電話通話につきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行っております）。

２．外部委託をしている主な業務
当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報等を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。
⑴ お客様にお送りするための書面の印刷もしくは発送業務

(2) お客様口座の管理に係る事務処理や書類等の保管業務
(3) 法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務
(4) 情報システムの運用・保守に関する業務
(5) 金融商品の仲介業務

2015 年 11 月 2 日一部改正
2022 年 4 月 1 日一部改正

外国にある第三者への個人データ提供に係るお客様への情報提供

2022 年 4 月 1 日
立花証券株式会社

1．提供先が定まる前に本人同意を得る必要性

外国証券または預託証券の取引をする際には、発行者または取引所の所在国等の法令等を遵守するため、またはお客様の配当金、利子及び収益分配金等の果実を円滑に受領いただくために、当該国等の求めもしくは所定の手続きに応じて、個人データの第三者提供を行わなければならない場面があります。このような場面において、法令等により定められた期限、手続きに応じた対応をできない場合には、最終的に、お客様に不利益が生じるおそれがあります。よって、お客様に円滑に外国証券または預託証券の取引を行っていただくため、当社の約款に規定された場面に限り、あらかじめ、個人データの提供に関する同意を取得させていただきます。

2．提供先の外国が特定できない旨及び具体的な理由

当社がお客様の個人データを外国（本邦の域外にある国または地域をいう。個人の権利利益を保護するうえで我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として、個人情報保護法施行規則に基づく告示により定めるものを除く。）にある第三者に提供する場合には、個人情報保護法の規定により、同意取得の際に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等を予め公表することとされておりますが、将来にわたりお客様にお取引いただく金融商品は未定であり、また、どの外国当局・保管機関等から、お客様の個人データの提供要請を受けるかを予め把握することはできないため、事前に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等をお知らせすることはできません。

第三者提供を行う可能性がある外国の一覧
提供先となる外国の候補は以下のとおりです。
・アメリカ合衆国　・オーストラリア連邦　・中華人民共和国　・香港　・大韓民国
各国における個人情報の保護制度に関する情報については、個人情報保護委員会のウェブサイトをご参照ください。
（https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku）

3．事後的に提供先の第三者が特定できた場合の取扱い

事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客様は当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。また、当社がお客様の個人データを、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」といいます。）を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者に提供する場合は、お客様の同意は不要とされていますが、お客様は以下に掲げる情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

① 当該第三者における体制整備の方法
② 当該第三者が実施する相当措置の概要
③ 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容について、当社が確認する方法及び頻度
④ 当該外国の名称
⑤ 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
⑥ 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
⑦ ⑥の支障が生じたときに当社が講ずる措置の概要

反社会的勢力に対する基本方針

平成 22 年 7 月 1 日
立花証券株式会社

立花証券株式会社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

1. 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。
2. 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士及び日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
5. 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

利益相反管理方針の概要

平成 21 年 6 月 1 日
立花証券株式会社

立花証券株式会社（以下「当社」といいます）は、金融商品取引業等に関する内閣府令 第 70 条の 3 第 1 項第 3 号の規定に従い、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引 （以下、「利益相反取引」といいます）を適切な方法により特定・類型化し、お客様の保 護を適正に確保するために利益相反取引を管理する体制を利益相反管理方針として策定いたしました。

当社は、法令等に従い、当社の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 利益相反取引

利益相反取引とは、金融商品取引法第 36 条第 2 項に定める当社が行う取引に伴い、お客様の得られる利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反取引の特定・類型化

当社は、利益相反取引をあらかじめ、以下のとおり特定・類型化します。

①当社等がお客様の関係を通じて入手した情報を利用した取引
②利害が対立している取引
③同一の対象に対して競合する取引

3. 利益相反の管理方法

当社は、以下に掲げる方法を適宜選択、又は組み合わせることにより、利益相反を管理いたします。

①情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
②お客様の利益相反取引の条件または方法の変更
③お客様の利益相反取引の中止
④利益相反の状況についてのお客様への開示
⑤その他

4. 利益相反の管理体制

当社は、利益相反管理態勢の整備及びその運用等に関する事項を統括する者として、利益相反管理統括者を設置するとともに、適切な利益相反管理を遂行するため、利益相反管理部署を設置いたします。

なお、当社の利益相反管理統括者は、内部管理統括責任者とし、利益相反管理部署は、監査部といたします。

利益相反管理部署は、利益相反管理に必要な情報を集約するとともに、利益相反取引を特定し、利益相反管理を的確に実施いたします。

また、利益相反管理の有効性を適切に検証し、改善してまいります。

5. 利益相反の管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社は、以下のとおりです。

立花証券株式会社
立花証券（香港）有限公司

以上

インターネット取引規程（ｅ支店用）

（規程の趣旨）

第 1 条　この規程は、お客様が、立花証券株式会社（以下「当社」といいます。）のインターネット経由での取引（以下「本システム」といいます。）を利用するうえで、当社が取扱う商品の取引の注文（以下「取引注文」といいます。）および、これに付随する業務の取扱、並びに本システムにおいて提供される証券情報サービス（情報の内容は別途定めるものとします。）等の利用に関する取り決めです。（以下「本規程」といいます。）

（本システムの利用）

第 2 条　お客様は、次の各号全てに該当する場合、本システムをご利用になれます。

(1)　当社指定の申込書に必要事項を記入し、署名・捺印のうえ当社が指定する本人確認書類を添えて申込まれ、当社が承諾した場合。なお、当社が承諾しなかった場合の理由については、お客様にその理由を開示しないものとします。

(2)　利用に先立ち、「インターネット取引規程同意書」を当社に差し入れていただきます。

(3)　保護預り口座を開設されていること。

(4)　株券の預託については株式等振替制度に関する申込をされており、当社において手続きが完了していること。

(5)　年齢が 18 歳以上で、日本国内に居住していること。

2　申込時に提出いただいた各種書類につきましては、お客様の依頼がありましても返却いたしません。

3　本システムは、当社が申込を受付け、所定の手続きを完了したとき以降に利用することができます。また、当社が承諾したユーザーＩＤおよびパスワードと、お客様が使用するユーザーＩＤおよびパスワードが一致した場合のみ利用することができます。

4　本システムの利用に必要となる通信用の機器などは、お客様が用意されるものとします。

5　本システムの利用状況等について、当社が必要と判断した場合には、お客様へ確認のご連絡をさせていただくものとします。

6　前項の結果、当社の業務の遂行、維持等を妨げる方法による利用が確認された場合には、当該方法による本システムの利用について中止を要請できるものとします。

（法令等の遵守）

第 3 条　本システムの利用にあたっては、お客様および当社は、この規程によるほか、法令並びに日本証券業協会および金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。

（自己責任の原則）

第 4 条　お客様は、本規程を十分理解し、ご自身の責任と判断において取引を行うものとします。

（利用時間）

第 5 条　お客様が本システムを利用できる時間は、当社が別途定めるものとします。

（取引の種類）

第 6 条　お客様が取引注文のできる商品および取引の種類は、当社が別途定める範囲とします。

（取扱銘柄）

第 7 条　お客様が取引注文のできる銘柄は、当社が定める銘柄とします。

2　当社が定める銘柄は事前の通知なく変更することがあります。

（数量の範囲）

第 8 条　お客様が売付注文を委託できる数量は、当社がお客様からお預かりしている数量および、売付注文の時点で買付約定が成立している数量の合計の範囲以内とします。

2　お客様が買付注文を委託できる数量は、当社が定める数量または金額の範囲以内とします。

（手数料）

第 9 条　お客様が取引注文を行い約定した場合には、お客様は当社が定める方法により計算した手数料を消費税等と合算のうえ、当該約定の受渡日までにお支払いいただくものとします。

（有効期限）

第 10 条　お客様の取引注文の有効期限は、当社が商品毎に定める期限の範囲内とします。

（注文の受付）

第 11 条　お客様が委託される取引注文の受付は、注文内容入力後、お客様が確認の入力をされ、当社がその入力内容を受信し受付番号を付した時点とします。

2　当社は、取引注文の内容が、第 3 条、第 6 条、第 7 条および第 8 条の定める事項のいずれかに反している場合は、取引注文の受付を行いません。

3　お客様は、貸し株を利用した空売りの場合、取引注文を委託できないものとします。

（取消および変更）

第 12 条　お客様は、未約定に限り取引注文の取消が行えます。

2　お客様の取引注文の変更条件は、当社が別途定めるものとします。

（執行）

第 13 条　お客様の取引注文は、注文内容の確認後すみやかに金融商品取引所等で執行いたします。

2　お客様の取引注文が次に掲げるいずれかに該当すると当社が判断した場合は、予めお客様に通知することなく当該注文を執行しないことがあります。なお、取引注文を執行しないことにより生ずるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

(1)　当該注文が、第 3 条、第 7 条および第 8 条に定めているいずれかの事項に反している場合。ただし注文時にこれらに反しない場合でも、注文を執行するまでに反することになった場合も同様とします。

(2)　お客様の取引口座に立替金が発生している場合。信用取引（または発行日取引）の委託保証金および国債先物取引、株式先物取引、オプション取引の委託証拠金が不足している場合。

(3)　お客様の取引注文の指値が、金融商品取引所等の値幅制限を超えている場合。

(4)　お客様の取引注文の内容が、公正な株価形成等に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合。

(5)　取引の健全性等に照らし、当社が不適当と判断した場合。

3　当社が受付け、執行した取引注文は、その注文内容がお客様の意図しないものであったとしても、お客様自らの意志に基づくものとみなします。これにより生じたお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

（照会）

第 14 条　お客様の取引注文の内容は、本システムにより照会することができます。

（障害時の注文等）

第 15 条　システム障害等が発生した場合、弊社の責に帰する故意、または重大な過失がある場合に限り、お客様は本システムの当社担当部署（以下「ｅ支店」といいます。）へ電話により注文、注文の取消（以下「注文等」といいます。）を行うことができます。その他の場合、お客様は電話による注文を行うことはできません。ｅ支店では当該注文等への対応のみを行い、投資相談、情報提供等は行わないものとします。

2　前項に基づき、お客様が電話により注文等を行うことができるのは、ｅ支店の定める営業時間内に限ります。

3　本条第 1 項の注文等の受付時間は、ｅ支店が注文等の内容を復唱し、その内容についてお客様が確認された時点とします。

（取引内容等の確認）

第 16 条　取引注文内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じた場合は、お客様の入力されたデータの記録内容に基づいて処理するものとします。ただし、回線障害等によりお客様とｅ支店とが直接電話することにより行った注文等の場合は、録音記録に基づいて処理するものとします。

（情報サービスの利用）

第 17 条　本システムを利用できるお客様に限り、当社が定める方法によって「株価情報」等の証券情報サービス（以下「本情報サービス」といいます。）を提供します。

2　本情報サービスの情報の種類・内容等は、当社が定めるものとします。ただし、本情報システムは予め通知することなく変更または中止することがあります。

3　本情報サービスは、証券投資等に関する情報提供を目的にしたものであり、勧誘を目的としたものではありません。本情報サービスは、当社が信頼性の高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確さを保証するものではありません。本情報サービスの情報が、お客様に

とって、適切・有用であるかは、お客様ご自身の責任において判断するものとします。当社は、本情報サービスを利用することにより被った、お客様の損害および費用等を補償するものではありません。

（本情報サービス利用の制限）

第 18 条　お客様は、本情報サービスをお客様の証券投資のためにのみ利用するものとし、以下の行為はできないものとします。

(1)　本情報サービスの内容（複写したものを含む。以下同じ。）を第三者に提供すること。

(2)　本情報サービスの内容を、営業に使用したり、第三者へ提供する目的で加工および再利用（再配信を含む。）すること。

(3)　お客様のユーザーＩＤおよびパスワードを第三者に譲渡しまたは第三者に供すること。

(4)　その他本情報サービスを、お客様ご自身の証券投資以外の目的に利用すること。

(5)　本情報サービスの運用に影響を与えるような負荷をかける行為。

2　お客様は、本情報サービスに関する著作権、商標権、その他の知的財産権等を侵害する行為を行わないものとします。

3　お客様の行為が本条第 1 項または第 2 項に反すると当社が判断した場合、本情報サービスの提供を中止します。なお、本情報サービスの提供を中止したことにより発生した損害および費用等については、当社はその責を負わないものとします。

（有料情報）

第 19 条　当社は、本システムにおいて、有料にて特定の情報（以下「特定情報」といいます。）を提供することがあります。この場合における特定情報のご利用についての規程は別に定めるものとします。

（株券等の保管および入出庫）

第 20 条　お客様からお預りする株券等は、証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）の株式等振替制度によるお預りとします。この場合、保管振替機構に届けるお客様の名義、住所および印影は、本口座と同一であるものとします。なお、保管振替機構非同意銘柄につきましては、当社がお預りします。

2　お客様からお預りする株券等は、当社が定める取扱銘柄に限るものとします。株券等の入庫方法は保管振替機構を利用した他の金融商品取引業者からの口座振替、または書留郵便による当社宛ての郵送に限るものとします。

3　お客様が当社所定の方法（書留郵便）で株券等を郵送された場合、郵送途中の紛失、盗難等の事故については、郵便法による補償金額を超える損害につき、当社加入の運送保険の範囲で補償いたします。ただし、お客様の故意または重大な過失が事故の原因である場合等、運送保険約款上の規定により保険金が給付されない場合はこの限りではありません。また、時間的価値にかかる損害、投資機会の逸失による損害は補償に含まれません。

4　本口座からの株券等の出庫方法は、原則として保管振替機構を利用した他の金融商品取引業者への口座振替とします。ただし、特段の事情があると当社が判断した場合、簡易書留でお客様が予め届け出た住所に送付することができることとします。費用については別途定めるものとします。

5　保管振替機構の株式等振替制度によりお客様からお預りする外国証券が、すべての国内金融商品取引所において上場廃止となる場合には、売却若しくは移管等により、売買最終日の前営業日までに当社における残高を無くしていただくものとします。売買最終日において残高があった場合、当社はお客様に通知することなく、当社の任意でお客様の計算において当該残高の処分が行えるものとします。

（金銭の受渡方法）

第 21 条　お客様が買付け代金等の金銭を当社に預け入れる場合は、当社が指定する銀行口座への振込みに限るものとします。当社は銀行振込みによる入金を確認した後に、入金処理をいたします。なお、銀行振込みにかかる振込み手数料はお客様のご負担とします。

2　お客様の口座からの出金は、お客様が登録された銀行等の金融機関口座への振込みとします。

（不足金の入金）

第 22 条　取引注文が約定し、本口座に不足金が発生した場合には、お客様は所定の受渡日までに当該不足金を入金するものとします。

2　所定の受渡日を過ぎても不足金が解消されないとき、当社は、任意に当該株券等を売却して、不足金に充当することができるものとします。売却の結果、なお不足金が解消できない場合は、お預りしている株券等を任意に売却し不足金に充当することができるものします。

（金銭の受渡内容に関する確認）

第 23 条　金銭の受渡等について、お客様と当社との間で疑義が生じた場合は、第 16 条に準じて取扱うものとします。

（免責事項）

第 24 条　当社は、次に掲げる事項により生ずるお客様の損害については、その責を負わないものとします。

(1)　お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、当社が本システムによるユーザーＩＤおよびパスワードの一致を確認して行った取引。

(2)　当社による故意または重大な過失ではなく、システム上の制限、エラー、およびシステム機器（通信回線含む）の瑕疵または障害等で、注文等が発注されなかったり、あるいは誤った発注になった場合。

(3)　当社による故意または重大な過失でなく、本システムで提供される本情報サービスの誤謬、停滞、遅延および中断した場合。

(4)　天災地変など不可抗力による通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害。

(5)　本規程第 13 条により注文を執行したにもかかわらず、当該執行中における市場価格等の変動により生じた損害または逸失利益。

(6)　本規程第 13 条第 2 項による注文の不執行。

(7)　その他当社の責に帰することができない事由。

（契約の解除）

第 25 条　当社は次に掲げるいずれかに該当する場合は、本契約を解除できるものとします。

(1)　お客様が当社所定の手続きにより、利用中止を申告された場合。

(2)　お客様が本規程、その他法令等に違反した場合。

(3)　お客様が本システムの利用にかかる申込事項等で虚偽の届出を行ったことが判明した場合。

(4)　お客様が本システムを利用することを当社が不適当と判断した場合。

(5)　お客様が所定の期日までに必要な料金等を、お支払いにならない場合

(6)　お客様が口座開設申込等の際に行った確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

(7)　やむを得ない事由により、当社が利用中止を申し出た場合。

（利用料、情報料）

第 26 条　本システムの利用料および本情報サービスの情報料は、当社が別途定める金額と方法で、利用料、情報料と消費税を合わせお支払いいただきます。

2　当社は、お客様の取引状況に応じて、利用料、情報料を免除することがあります。

3　当社は、利用料、情報料は経済情勢その他の事情により改訂できるものとします。

4　いったんお支払いいただいた利用料、情報料は原則として返却いたしません。

（サービス内容の変更）

第 27 条　当社は、お客様に予め通知することなく、本システムにおけるサービスの内容を変更、中止することがあります。

2　当社は、前項により生じたお客様の損害および費用等については、その責を負わないものとします。

（本システムの停止）

第 28 条　当社は、本システムの緊急点検や、その他の合理的理由に基づく場合、お客様に予め通知することなく、本システムにおける全部または一部のサービスを停止することがあります。

2　当社は、前項により生じたお客様の損害および費用等については、その責を負わないものとします。

（届出事項の変更）

第 29 条　本システムの利用にかかる申込書への記載事項に変更がある場合は、当社所定の手続きにより直ちにお届出ください。届出の変更手続き前に生じた損害について、当社はその責を負わないものとします。

（準拠法、合意管轄）

第 30 条　本契約に関する準拠法は日本国法とします。本規程に関してお客様と当社との間で生ずるすべての調停、訴訟について、当社の本店所在地を管轄する裁判所を指定するものとします。

（規程の変更）

第 31 条　この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、その他の必要が生じたときに改定されることがあります。

2　改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その内容を当社の定める方法で通知するものとします。

3　前項の通知後、所定の期日までに異議の申出がないときは、本規程の変更に同意したものとします。

4　前項に関わらず、変更の通知後にお客様の取引が生じた時点をもって、お客様は本規程の変更に同意したものとします。

以上

2022 年 4 月

保護預り約款

この約款の趣旨

第１条　この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

保護預り証券

第２条　当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第２条第１項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。

２　当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。

３　この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

保護預り証券の保管方法及び保管場所

第３条　当社は、保護預り証券について金商法第 43 条の 2 に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

１　保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。なお、当社における保護預り証券の保管等は、別途外部に委託することがあります。

２　金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。

３　保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。なお、投資信託の受益証券は、受託会社に預託することがあります。

４　前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

混蔵保管等に関する同意事項

第４条　前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

１　お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。

２　新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い

第５条　混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

共通番号の届出

第６条　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の

通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

当社への届出事項

第６条の２　「保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

２　お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第 23 条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

保護預り証券の口座処理

第７条　保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

２　金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

担保にかかる処理

第８条　お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

お客様への連絡事項

第９条　当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。

１　名義書換又は提供を要する場合には、その期日

２　混蔵保管中の債券について第５条の規定に基づき決定された償還額

３　最終償還期限

４　残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告

２　残高照合のためのご報告は、１年に１回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には２回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に１回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の監査部長に直接ご連絡ください。

注：デリバティブ取引とは、日本証券業協会自主規制規則「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第９条第１項第２号イ又はロに該当する取引をいう。

３　当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照会のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

４　当社は、第 2 項に定める残高照会のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

１　個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面

２　当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

名義書換等の手続きの代行等

第 10 条　当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割または株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

２　前項の場合は、所定の手数料をいただきます。

償還金等の代理受領

第 11 条　保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第６条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

保護預り証券等の返還

第 12 条　保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

保護預り証券の返還に準ずる取扱い

第 13 条　当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

１　保護預り証券を売却される場合

２　保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

３　当社が第 11 条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

届出事項の変更手続き

第 14 条　お届出事項を変更（印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。）なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出の印鑑に符合する印影を押なつしてご提出ください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

２　印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押なつしてご提出ください。

３　前２項により「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。

４　前各項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

保護預り管理料

第 15 条　当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後１年（特にお申出があったときは３年）を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。ただし、口座設定時からの１年又は３年の期間の計算は、口座を設定した月から起算します。

２　当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。

３　第１項の料金の計算期間の中途で契約を解除された場合は、第１項の料金はお返ししません。ただし、次の場合には、それぞれに定める金額をお返しします。

１　第 16 条第３号から 7 号により第１項の料金の計算期間の中途で契約を解除する場合は、第１項の料金から口座を設定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額

２　第１項の規定に基づき３年を計算期間とする料金（割引料金）をお支払いになった場合において、その計算期間の中途で契約を解除されたときは、お支払いになった料金から口座を設定していた期間（契約を解除した月を含め、１年未満は１年に切上げて年数で計算します。）を控除した金額

解約

第 16 条　次に掲げる場合は、契約は解約されます。

１　お客様から解約のお申出があった場合

２　前条による料金の計算期間が満了したときに保護預り証券の残高がない場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く）

３　お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合

４　お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

５　お客様が口座開設申込等の際に行った確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

６　やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

解約時の取扱い

第 17 条　前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。

２　保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

公示催告等の調査等の免除

第 18 条　当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申し立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

緊急措置

第 18 条の２　法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

免責事項

第 19 条　当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

１　当社が、当社所定の書類に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、保護預り証券をご返還した場合

２　当社が、当社所定の書類に押なつされた印影とお届出の印鑑と相違するため、保護預り証券をご返還しなかった場合

３　第９条第１項第１号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合

４　お預り当初から保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合

５　天災地変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券のご返還が遅延した場合

振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意

第 20 条　有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。平成 21 年１月５日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）が施行されております。以下同じ。）に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意

第 21 条　社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第１号から第５号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

１　社振法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと

２　前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること。

３　施行日前の一定期間、受益証券の引出しを行なうことができないこと。

４　振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行なう場合があること。

５　社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

振替法の施行に伴う手続き等に関する同意

第 22 条　当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。平成 21 年１月５日から廃止されております。以下同じ。）第２条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行し

ない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第１号から第 14 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

１　振替法の施行日（平成 21 年１月５日。以下「施行日」といいます。）の 14 日前の日から施行日の前日までの間、原則として株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと。

２　施行日以後は、原則としてお預りした株券等を返還しないこと。

３　振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。

４　施行日の１月前の日から施行日の２週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること。お預りしている株券にお客様の質権が設定されている場合もお客様に通知すること。

５　振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ。）を機構に通知すること。

６　当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること。

７　お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第 5 号の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること。

８　当社が第 5 号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること。

９　当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものに限ります。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。

イ　機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請

ロ　その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等

ハ　当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。

ニ　当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客様より移行申請がなされたものとみなすこと。

ホ　特例新株予約権付社債に係る元利払期日の 6 営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと。

１０　当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券（施行日前日に機構が保管振替機関（保振法第２条第２項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。）として取扱うものに限ります。）に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること。

１１　当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託優先出資証券（施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限ります。）に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること。

１２　発行者に対する前２号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと。

１３　上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと。

１４　振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること。

この約款の変更

第 23 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

個人情報等の取扱い

第 24 条　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

①　米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

②　米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

③　ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

立花証券株式会社

2019 年 10 月

株式等振替決済口座管理約款

この約款の趣旨

第１条　この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う振替株式等（株式会社

証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

振替決済口座

第２条　振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

２　振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。

３　当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

振替決済口座の開設

第３条　振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「証券取引申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

２　当社は、お客様から「証券取引申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

３　振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

共通番号の届出

第３条の２　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

契約期間等

第４条　この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとします。

２　この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

当社への届出事項

第５条　「証券取引申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

２　お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

加入者情報の取扱いに関する同意

第６条　当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意

第６条の２　「当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

共通番号情報の取扱いに関する同意

第７条　当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出

第８条　当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

２　前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知若しくは総受益者通知（以下第 26 条において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

発行者に対する振替決済口座の所在の通知

第９条　当社は、振替株式の発行者が会社法第 198 条第１項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第 198 条第１項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

振替制度で指定されていない文字の取扱い

第 10 条　お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

振替の申請

第 11 条　お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

１　差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの

２　法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの

３　機構の定める振替制限日を振替日とするもの

２　お客様が振替の申請を行うに当たっては、その 4 営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。

１　当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量

２　お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別

３　前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第１号の数量のうち当該株主等ごとの数量

４　特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者（以下本条において「特別株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第１号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量

５　振替先口座

６　振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別

７　前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等

８　振替を行う日

３　前項第１号の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあっては、その振替上場投資信託受益権の１口の整数倍となるよう提示しなければなりません。

４　振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第２項第５号の提示は必要ありません。また、同項第６号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

５　当社に振替株式等の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替株式等の振替の申請があったものとして取り扱います。

６　第２項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を同項第５号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者若しくは受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

他の口座管理機関への振替

第 12 条　当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

２　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

３　第１項の場合は、所定の手続料をいただくことがあります。

担保の設定

第 13 条　お客様の振替株式等について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

登録質権者となるべき旨のお申出

第 14 条　お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

担保株式等の取扱い

第 15 条　お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることができます。

２　お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

３　お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったとき又は当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権若しくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたとき若しくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権若しくは当該振替新投資口予約権の数についての記載若しくは記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

担保設定者となるべき旨のお申出

第 16 条　お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者）となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

２　お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約

第 16 条の２　当社が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われないこと（以下「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等（株主、優先出資者、受益権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。）としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。

1　当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとすること
2　前号のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）及び本件貸借取引（前号のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること
3　本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とすること
4　当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと
5　お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること
6　権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること
7　第４号及び第５号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社及び日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること

２　次の各号に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。

1　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
2　解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
3　租税公課の滞納により差押えを受けたとき
4　支払を停止したとき
5　本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権若しくは返済請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき、又は当該返還請求権若しくは返済請求権の譲渡又は質権設定の通知が発送されたとき
6　手形交換所又は電子記録債権法第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
7　自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
8　書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたとき

３　第１項及び第２項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡又は質入れすることはできません。

４　お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社及び当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。

５　お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、第１項からから第４項、第６項及び第７項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。

６　第１項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面（お客様から担保として提供された上場株券等について、第１項第５号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。）を交付いたします。（電磁的方法により通知する場合：第１項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。）

７　前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

信託の受託者である場合の取扱い

第 17 条　お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

振替先口座等の照会

第 18 条　当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

２　お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

３　お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い

第 19 条　お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。

２　お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い

第 20 条　お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

振替株式等の発行者である場合の取扱い

第 21 条　お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

第 21 条の２　お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知又は反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

個別株主通知の取扱い

第 22 条　お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第 154 条第４項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

単元未満株式の買取請求等

第 23 条　お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

２　前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。

３　お客様は、第１項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

４　お客様は、第１項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。

５　お客様は、第１項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

６　第１項の場合は、所定の手続料をいただくことがあります。

会社の組織再編等に係る手続き

第 24 条　当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

２　当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き

第 24 条の２　当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

２　当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

振替受益権の併合等に係る手続き

第 24 条の３　当社は、振替受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

２　当社は、信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

振替上場投資信託受益権等の抹消手続き

第 24 条の４　振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

２　振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

配当金等に関する取扱い

第 25 条　お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

２　お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金

を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

３　お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

１　お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

２　お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。

３　当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。

４　お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

５　発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金又は分配金の支払債務が消滅すること。

６　お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。

イ　機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

ロ　機構加入者

ハ　他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第 225 条第１項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

４　登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等

第 25 条の２　当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款により管理することがあります。

２　当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

振替受益権の信託財産の配当等の処理

第 25 条の３　振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

振替受益権の信託財産に係る議決権の行使

第 25 条の４　振替受益権の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

振替受益権に係る議決権の行使等

第 25 条の５　振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等

第 25 条の６　振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

振替受益権の証明書の請求等

第 25 条の７　お客様は当社に対し、振替法第 127 条の 27 第３項の書面の交付を請求することができます。

２　お客様は、振替法第 127 条の 27 第３項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

総株主等の通知等に係る処理

第 26 条　当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

２　機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。）に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、

その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。

３　機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。

４　当社は、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者及び受託者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。

お客様への連絡事項

第 27 条　当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。

１　最終償還期限（償還期限がある場合に限ります。）

２　残高照合のための報告

２　前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年１回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の監査部に直接ご連絡ください。

３　当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

４　当社は、第２項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第２条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の２第５項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の３第４項（同法第 34 条の４第６項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第２項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

５　当社は、第２項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第２項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

１　個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面

２　当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

振替新株予約権の行使請求等

第 28 条　お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

２　お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

３　お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

４　前３項の発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。

５　お客様は、第１項、第２項又は第３項に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。

６　お客様は、前項に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は振替新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。

７　お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間又は新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行います。

８　お客様は、当社に対し、第１項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

９　前８項の場合は、所定の手続料をいただくことがあります。

振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い

第 29 条　振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。

２　当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求

第 30 条　お客様（振替新株予約権付社債権者である場合に限ります。）は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当

該振替新株予約権付社債についての振替法第 194 条第３項各号に掲げる事項を証明した書面（振替法第 222 条第３項に規定する書面をいいます。）の交付を請求することができます。

２　お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第 222 条第５項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。

３　第１項の場合は、所定の手続料をいただくことがあります。

振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求

第 31 条　お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面（振替法第 277 条に規定する書面をいいます。）の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。

２　当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。

３　第１項の場合は、所定の料金をいただくことがあります。

届出事項の変更手続き

第 32 条　印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

２　前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

３　第１項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意

第 33 条　機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

口座管理料

第 34 条　当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後１年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

２　当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等の売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。

当社の連帯保証義務

第 35 条　機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第２項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

１　振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務

２　その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知

第 36 条　当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

１　銘柄名称

２　当該銘柄についてのお客様の権利の数量を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）

３　同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の数量

機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知

第 37 条　当社は、機構において取り扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

２　当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

解約等

第 38 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第４条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

１　お客様から解約のお申出があった場合

２　お客様が手数料を支払わないとき

３　お客様がこの約款に違反したとき

４　口座残高がない場合

５　お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき

６　お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
７　お客様が口座開設申込等の際に行った確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
８　やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

２　次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。

１　お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合
２　お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき、お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき又はお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知若しくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者若しくは反対新投資口予約権者であるとき
３　お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合

３　前２項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

４　当社は、前項の不足額を引取りの日に第 34 条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 34 条第２項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

解約時の取扱い

第 39 条　前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

緊急措置

第 40 条　法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

免責事項

第 41 条　当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

１　第 32 条第１項による届出の前に生じた損害
２　依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
３　依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害
４　災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
５　前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は第 19 条及び第 25 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
６　第 40 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

振替法の施行に向けた手続き等に関する同意

第 42 条　当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）第２条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第１号から第５号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

１　振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。
２　当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからへに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。
　イ　機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
　ロ　その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
　ハ　当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。
　ニ　特例新株予約権付社債に係る元利払期日の５営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと。
　ホ　移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
　ヘ　振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
３　機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載又は記録された振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券及び協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること。
４　当社は、施行日後１年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと。

５　上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。

振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意

第 42 条の２　お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第１号及び第２号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第３号から第６号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

1　振替法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
2　その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
3　移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
4　振替法に基づく振替制度に移行した特例上場投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
5　機構が必要と認める日においては、第１号に掲げる申請を受け付けないこと。
6　振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。

振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意

第 42 条の３　信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 61 条の規定による振替法の一部改正の施行に伴い、お客様が有する特例受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第１号及び第２号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第３号から第６号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

1　振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
2　その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
3　移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
4　振替法に基づく振替制度に移行した特例受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
5　機構が必要と認める日においては、第１号に掲げる申請を受け付けないこと。
6　振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。

この約款の変更

第 43 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の４の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

個人情報等の取扱い

第 44 条　お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

２　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

①　米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
②　米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
③　ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上､適用外受益者として扱われる者を除きます。)

３　米国籍の上場投資信託を受託有価証券（信託財産）とする有価証券信託受益証券（ＪＤＲ）について、その信託財産から分配金もしくは配当金を受領する場合、当該ＪＤＲの受託者が米国歳入庁に対し、受益者に関する情報を提供することで、日米租税条約上の軽減税率（10%）を適用することが可能となります。当社は、上記の軽減税率を適用するため、この約款の定めにより、分配金もしくは配当金にかかる権利確定日において該当銘柄を保有するお客様の情報（氏名、住所、加入者口座コード、対象銘柄名、対象銘柄の保有口数、米国源泉適用税率）が、当該ＪＤＲの受託者である三菱ＵＦＪ信託銀行および米国歳入庁へ電子データの送信により提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。ただし、お客様より本項の情報提供について停止の請求があった場合、当社は当該請求をされたお客様に関する情報提供を停止します。

立花証券株式会社
2019 年 7 月

特定口座に係る上場株式等保管委託約款

約款の趣旨

第１条　この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 の３第１項に規定されるものをいいます。以下同じです。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について、同条第３項第２号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

特定口座開設届出書等の提出

第２条　申込者が当社に特定口座を開設しようとする場合には、当社に対し、特定口座開設届出書を提出するとともに、租税特別措置法第 37 条の 11 の３第４項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の３第２項に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（申込者が個人番号を有しない場合又は同条第５項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令に基づく本人確認を受ける必要があります。

２　申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、その年において最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時より前に、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

３　申込者が当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の６第２項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

特定保管勘定における保管の委託等

第３条　上場株式等の保管の委託等は、特定口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

所得金額等の計算

第４条　特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第 37 条の 11 の３（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第 37 条の 11 の４（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、所得税法その他の関係法令等の規定に基づき行われます。

特定口座に受入れる上場株式等の範囲

第５条　当社は、申込者の特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 29 条の２第１項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受入れます。

１　第２条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ及び代理を含みます。）により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等

２　当社以外の金融商品取引業者等に開設されている申込者の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部について、申込者が当社に開設した特定口座に所定の方法により移管することにより受入れる上場株式等

３　当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）又は同条第４項に規定する売出しにより取得した上場株式等

４　当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち当該信用取引の決済により受渡が行われたもので、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等

５　申込者が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座、租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第１号に規定する非課税口座、同法第 37 条の 14 の２第５項第１号に規定する未成年者口座又は特定口座以外の口座（非課税口座及び未成年者口座を除きます。以下「相続等一般口座」といいます。）に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

６　申込者が贈与、相続又は遺贈により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社以外の金融商品取引業者等に開設していた特定口座又は相続等一般口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

７　申込者の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

８　申込者が当社に開設している口座（非課税口座及び未成年者口座を除きます。）に保管の委託等がされている上場株式等につき、会社法第 185 条に規定する株式無償割当て、同法第 277 条に規定する新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第 88 条の 13 に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で、その割当ての時に、当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

９　申込者の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式（出資を含みます。第 13 号を除き、以下、この条において同じです。）又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該合併法人の株式又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

１０　申込者の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

１１　申込者の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方のみの交付が行われるもので、当該株式が分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものに限ります。）により取得する当該分割承継法人の株式又は当該分

割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

１２　申込者の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の株式分配（当該法人の株主等に完全子法人の株式のみの交付が行われるもので、当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものに限ります。）により取得する当該完全子法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

１３　申込者の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第 57 条の４第１項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第２項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

１４　申込者の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

１５　申込者の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利若しくは新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等である新株予約権、当社に開設された申込者の非課税口座に受け入れられた新株予約権若しくは当社に開設された申込者の未成年者口座に受け入れられた新株予約権の行使、申込者が与えられた所得税法施行令第 84 条第２項第１号から第４号までにかかる権利の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生若しくは行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの

１６　前各号のほか租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第 14 項に基づき定められる上場株式等

譲渡の方法

第６条　特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第７項に定められる方法のいずれかにより行います。

特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知

第７条 特定口座からの上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、申込者に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第 11 項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに規定する取得日及び当該取得日に係る数等を、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

特定口座内保管上場株式等の移管

第８条　当社は、第５条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第２号に規定する申込者の特定口座への移管は、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第 10 項及び第 11 項の定めるところにより行います。

贈与、相続又は遺贈等による特定口座への受入れ

第９条　当社は、第５条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第５号、第６号又は第 16 号に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第 14 項第３号、第４号、第 15 号、第 22 号、第 25 号及び第 26 号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第３号、第４号、第 15 号、第 22 号、第 25 号又は第 26 号及び同条第 15 項から第 17 項まで若しくは同条第 19 項から第 21 項まで又は同法第 25 条の 10 の５に定めるところにより行います。

年間取引報告書等の交付

第 10 条　当社は、特定口座を開設している申込者に対して、租税特別措置法第 37 条の 11 の３第７項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年１月 31 日までに交付いたします。

②特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は申込者に対して、特定口座年間取引報告書をその解約日の属する月の翌月末日までに交付いたします。

③当社は、特定口座年間取引報告書２通を作成し、１通を申込者に交付し、１通を税務署に提出いたします。

契約の解除

第 11 条　次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

１　申込者が当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の７第１項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき

２　申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の５第１項に規定する出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合において、同法第 25 条の 10 の７第１項に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき

３　租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の８に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

４　第 15 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合

５　お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合

６　お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

７　お客様が口座開設申込等の際に行った確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

８　やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

特定口座を通じた取引

第 12 条　申込者が特定口座を開設している場合、当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付

第 13 条　特定口座内公社債等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、申込者に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る１単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

合意管轄

第 14 条　申込者と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指

定できるものとします。

約款の変更

第 15 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の４の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

2025 年 1 月
立花証券株式会社

特定口座に係る上場株式等信用取引約款

約款の趣旨

第１条 この約款は、お客様（以下「申込者」という。）が租税特別措置法第 37 条の 11 の３第２項に規定する特定口座において処理した金融商品取引法第 156 条の 24 第１項の規定による信用取引（以下、「信用取引」という。）による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買い付けた取引の決済のために行う場合に限る。）について、同条第３項第３号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

特定口座開設届出書等の提出

第２条 申込者が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第 37 条の 11 の３第３項第一号に定める特定口座開設届出書を提出しなければなりません。

２ 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第 37 条の 11 の４第１項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を希望しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

３ 申込者が当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の６第２項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。

特定信用取引勘定における処理

第３条 信用取引による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引勘定（特定口座において処理される上場株式等の信用取引につき、当該信用取引の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ。）において行います。

所得金額等の計算

第４条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第 37 条の 11 の３（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に関する所得計算等の特例）、同法第 37 条の 11 の４（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、及び関係政省令に基づき行われます。

年間取引報告書等の交付

第５条 当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の３第７項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年１月 31 日までに、申込者に交付いたします。

地方税に関する事項

第６条 当社は、申込者から第２条第２項の特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合には、地方税法の定めに従って、源泉徴収を行います。また、申込者からの変更の依頼がない限り、毎年、当該提出があったものとみなします。

契約の解除

第７条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

１　申込者が当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の７第１項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
２　お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
３　租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の８に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき
４　第 10 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合
５　お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
６　お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
７　お客様が口座開設申込等の際に行った確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
８　やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

特定口座を通じた信用取引

第８条 申込者が当社との間で行う上場株式等の信用取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

合意管轄

第９条 申込者と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

約款の変更

第 10 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の４の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

2025 年 1 月
立花証券株式会社

特定管理口座約款

約款の趣旨

第１条　この約款は、お客様が当社に設定する租税特別措置法第 37 条の 11 の２第１項に規定する特定管理口座（ 以下「特定管理口座」といいます。） の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

特定管理口座の開設

第２条　当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むにあたっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

２　特定口座保管上場株式等で上場株式に該当しない内国株式になった以降、1 ヶ月を過ぎても特定管理口座開設届出書の提出がない場合、特定管理口座への保管の委託の意思がないものとして一般口座への払出しを行います。

特定管理口座における保管の委託等

第３条　当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（ 以下「保管の委託等」といいます。） は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

譲渡の方法

第４条　特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。

２　前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。

３　前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すこととといたします。

特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知

第５条　特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付

第６条　特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る１ 株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

契約の解除

第７条　次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

(1)　お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合
(2)　お客様から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の７第１項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
(3)　お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
(4)　お客様の相続人から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の８に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

２　前項の規定にかかわらず、前項第２号又は第３号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

合意管轄

第８条　お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

約款の変更

第９条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

2019 年 10 月
立花証券株式会社

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

約款の趣旨

第１条　この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります）における上場株式等の配当等の受領について、同条第４項第１号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲

第２条　当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります）のみを受入れます。

一　租税特別措置法第３条の３第２項に規定する国外公社債等の利子等（同条第１項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第３項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

二　租税特別措置法第８条の３第２項第２号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第３項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

三　租税特別措置法第９条の２第１項に規定する国外株式の配当等で同条第２項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

四　租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

２　当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第３条　当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの（租税特別措置法第 37 条の 11 の３第３項第２号に規定する上場株式等保管委託契約に基づく特定保管勘定で管理されている特定口座内保管上場株式等に係る配当等に限る。）のみを受入れます。

１　租税特別措置法第８条の３第２項第２号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第３項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

２　租税特別措置法第９条の２第１項に規定する国外株式の配当等で同条第２項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

３　租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出

第４条　申込者が租税特別措置法第37条の11の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日までに当社に対して租税特別措置法第37条の11の６第２項及び同法施行令第25条の10 の13 第２項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

２　申込者が租税特別措置法第37条の11の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日までに 当社に対して租税特別措置法第37条の11の６第３項及び同法施行令第25条の10 の13 第４項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

特定上場株式配当等勘定における処理

第５条　源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

所得金額等の計算

第６条　源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の６第６項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

契約の解除

第７条　次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

１　申込者が当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の７第１項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき

２　お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

３　租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の８に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

４　第９条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合

５　お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合

６　お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

７　お客様が口座開設申込等の際に行った確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

８　やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

合意管轄

第８条　お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

約款の変更

第９条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の４の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

2019 年 10 月

立花証券株式会社

外国証券取引口座約款

第 1 章　総　　則

約款の趣旨

第 1 条　この約款は、お客様（以下「申込者」という。）と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2　申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

外国証券取引口座による処理

第 2 条　申込者が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」という。）により処理します。

遵守すべき事項

第 3 条　申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいう。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいう。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」という。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第　2　章　　外国証券の国内委託取引

外国証券の混蔵寄託等

第 4 条　申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。）は、混蔵寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

2　寄託証券は、当社の名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。

3　前項により混蔵寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。

4　申込者は、第１項の寄託又は記録若しくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

寄託証券に係る共有権等

第 4 条の２　当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。

2　寄託証券に係る申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係る申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。

寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付

第 5 条　申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」という。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又は申込者に交付します。

2　申込者は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

上場廃止の場合の措置

第 6 条　寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。

2　前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。

配当等の処理

第 7 条　寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の

信託財産に係る給付を含む。以下同じ。)、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。

1　金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。

2　株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次のａ又はｂに定める区分に従い、当該ａ又はｂに定めるところにより、取り扱います。

ａ　寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、１株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては１口（投資法人債券に類する外国投資証券等にあっては１証券)、カバードワラントにあっては１カバードワラント、外国株預託証券にあっては１証券。以下同じ。）未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあっては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあってはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

ｂ　寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、１株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

3　配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

4　第２号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

2　申込者は、前項第１号に定める配当金、同項第２号ａ及びｂに定める売却代金並びに同項第３号に定める金銭（以下「配当金等」という。）の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。

3　配当金等の支払いは、すべて円貨により行います（円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。)。

4　前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第１項第１号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。

5　第１項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。

6　配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。

7　決済会社は、第１項及び第３項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

新株予約権等その他の権利の処理

第８条　寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

1　新株予約権等が付与される場合は、次のａ又はｂに定める区分に従い、当該ａ又はｂに定めるところにより、取り扱います。

ａ　寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

申込者が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいう。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

ｂ　寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。

2　株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てら

れる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、１株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。

３　寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、１株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

４　前３号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。

５　第１号ａ、第２号及び第３号により売却処分した代金については、前条第１項第２号ａ並びに同条第２項から第５項まで及び第７項の規定に準じて処理します。

６　第１号の払込代金及び第３号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

払込代金等の未払い時の措置

第　９　条　申込者が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、申込者の当該債務を履行するために、申込者の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

議決権の行使

第１０条　寄託証券等（外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。

２　前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。

３　第１項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。

４　第１項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

外国株預託証券に係る議決権の行使

第１０条の２　外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、申込者の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。

２　前条第２項の規定は、前項の指示について準用するものとします。

３　第１項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。

４　第１項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

株主総会の書類等の送付等

第１１条　寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益者、外国投資証券等にあっては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあっては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所あてに送付します。

２　前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第　３　章　　外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

売買注文の執行地及び執行方法の指示

第１２条　申込者の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内で申込者があらかじめ指示するところにより行います。

注文の執行及び処理

第１３条　申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

１　外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。

２　当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。

３　国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。

４　外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。

５　当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。

受渡日等

第１４条　取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

１　外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。

２　外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して３営業日目とします。

外国証券の保管、権利及び名義

第１５条　当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

１　当社は、申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委託するものとします。

２　前号に規定する保管については、当社の名義で行なわれるものとします。

３　申込者が有する外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、申込者は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。

４　前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該が外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。

５　第３号の場合において、申込者は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。

６　申込者が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。

７　申込者が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要のある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。

８　申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。

９　申込者は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

10　申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る寄託残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

選別基準に適合しなくなった場合の処理

第１６条　外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

外国証券に関する権利の処理

第１７条　当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

１　当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。

２　外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。だだし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

３　株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第１号の規定に準じて処理します。

４　前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第１号の規定に準じて処理します。

５　外国証券に関し、前４号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第１号の規定に準じて処理します。

６　株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

７　第１号に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

諸　通　知

第１８条　当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者に次の通知を行います。

１　募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知

２　配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知

３　合併その他重要な株主総会議案に関する通知

２　前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は送付しません。

発行者からの諸通知等

第１９条　発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から３年間（海外ＣＤ及び海外ＣＰについては１年間）保管

し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。
２　前項ただし書により、申込者あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとします。

諸 料 金 等

第２０条　取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。
１　外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第１４条第２号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとします。
２　外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までに申込者が当社に支払うものとします。

２　申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとします。

外貨の受払い等

第２１条　外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

金銭の授受

第２２条　本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

２　前項の換算日は、売買代金については約定日、第１７条第１号から第４号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第 4 章　雑　　則

取引残高報告書の交付

第２３条　申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

２　前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。

３　当社は、当社が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

共通番号の届出

第２４条　申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。

届 出 事 項

第２４条の２　申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑及び共通番号等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。

届出事項の変更届出

第２５条　申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

届出がない場合等の免責

第２６条　前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

通知の効力

第２７条　申込者あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

口座管理料

第２８条　申込者は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

契約の解除

第２９条　次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
１　申込者が当社に対し解約の申出をしたとき
２　申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
３　申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
４　申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
５　お客様が口座開設申込等の際に行った確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
６　前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき

２　前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、申込者の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

免 責 事 項

第３０条　次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

１　天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
２　電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
３　当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

準拠法及び合意管轄

第３１条　外国証券の取引に関する申込者と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、申込者が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

２　申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

約款の変更

第３２条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

個人データ等の第三者提供に関する同意

第３３条　申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。

１　外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合、当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
２　預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合、当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
３　外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」という。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合、当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関
４　外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合、当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

２　申込者は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が申込者について、外国口座税務コンプライアンス法（以下「ＦＡＴＣＡ」という。）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、申込者の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局に提供されることについて同意するものとします。

①　米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
②　米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
③　ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）

2019 年 7 月
立花証券株式会社

書面等の電磁的方法による交付等（立花エクスプレス）に係る利用規定

第１ 条 規定の趣旨

この規定は、立花証券（ 以下「当社」といいます。）が、第３条で規定する書面（以下「対象書面」といいます。）の交付または同意の記録に代えて、対象書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（当社等の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（ 以下「電磁的方法」といいます。）により提供または同意の記録を行う場合における方法等（以下「電子交付等」といいます。）を定めたものです。

第２ 条 電子交付等の適用範囲

電子交付等の適用範囲は、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当社または当社が契約するデータセンターで運営される当社ホームページ上のお客様ページ（ ユーザーID、パスワード入力後のお客様専用ページをいいます。以下「お客様ページ」といいます。）にお客様ファイルを設け、当該お客様ファイルに同意または確認に関する記載事項を記録し、お客様の閲覧に供し、同意または確認に関する事項を記録する方法により行います。

第３ 条 対象書面

電子交付等の対象書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、自主規制法人関係諸規則等（以下「関係法令諸規則等」といいます。）において電磁的方法によりお客様に対し電子交付等が認められている書面、ならびに当社とお客様の権利、義務に関する書類のうち、当社が以下に定めるものとします。

(1) 取引報告書

(2) 取引残高報告書
(3) 取引決済報告書
(4) 特定口座年間取引報告書
(5) 上場株式配当等の支払通知書
(6) ＮＩＳＡに関するお客様にご負担いただいた費用・報酬のお知らせ
(7) 上場有価証券等書面
(8) 契約締結前交付書面
(9) 目論見書（ 目論見書補完書面）
(10) 最良執行方針
(11) 各種取引口座設定約諾書
(12) 各種取引確認書
(13) 各種取引口座約款
(14) 各種取引口座説明書
(15) 取引総合規定集
(16) その他当社が定め、当社ホームページ上に掲げるもの

第４ 条 電子交付の方式

１　電子交付等による対象書面の記載事項は、Portable Document Format （以下「PDF 」といいます。）または Hyper Text Markup Language（ HTML ）の形式により提供します。

２　前項の形式による閲覧は、お客様の使用に係るコンピューターの OS 、WEB ブラウザ等が当社の推奨する環境に適合していることを前提とします。

３　前々項の PDF 形式による対象書面を閲覧するには、Adobe Acrobat Reader 等の PDF ファイル閲覧用ソフトおよび当社が推奨するバージョン以上のインターネット閲覧ソフトを必要とします。

第５ 条 電子交付等の承諾

お客様は、総合取引口座開設時またはお客様ページで本規定の内容を承諾いただくものとします。なお、この同意は、原則として、対象書面すべてについて行うものとします。

第６ 条 お客様による電子交付等の終了

お客様が電子交付等を承諾されなくなった場合、本規定によるお客様と当社との取り決めは、終了したものとします。なお、この場合、既に電子交付等により提供した対象書面については、書面で交付することはいたしません。

第７ 条 当社都合による対象書面の書面による例外交付

お客様が電子交付等を承諾された後であっても、関係法令諸規則の変更、監督官庁の指示、または当社の都合により、対象書面を電子交付によらず書面により交付する場合があります。

第８ 条 お客様ページで確認できる事項

お客様は、お客様ページで対象書面の記載事項を確認できるほか、申込状況、交付履歴を確認できます。

第９ 条 電子交付等の記録日

電子交付等により対象書面をお客様ページに記録する日（以下「記録日」といいます。）は、対象書面ごとに異なります。各対象書面の記録日は、当社ホームページ上に表示するところによります。

第 10 条 電子交付等の利用期間中の取扱い

当社は、電子交付等のお取扱いをさせていただく期間中は、対象書面の書面による交付は行いません。従って書面で保管される必要がある場合、お客様ご自身で印刷していただきます。

第 11 条 電子交付等の内容の変更

当社は、契約適用日、記録日など、電子交付等の内容について、電子交付等を承諾されたお客様のご利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社ホームページ上への掲載または電子メールにより通知し、お客様に変更内容を明示することにより、お客様の同意を得ることなく、電子交付等の内容を変更できるものとします。

第 12 条 免 責

１　当社は、次に掲げる事項により生じたお客様の損害について、その責任を負わないものとします。

２　第７ 条の事由により交付時期の遅延等の不都合が生じた場合

３　通信回線、通信機器、コンピューター等のシステム機器の障害、瑕疵ならびに第三者による妨害、侵入、もしくは情報改変等によって生じた伝達遅延、不能、誤動作またはその他一切の不具合

2025 年 1 月

以 上